

## 中野区文化財保護条例施行規則の一部改正について

中野区文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の運用方法の変更に伴い、中野区文化財保護条例施行規則(昭和56年中野区教育委員会規則第14号。以下「施行規則」という。)を下記のとおり改正する。

### 記

#### 1 審議会の運用について

##### (1) 経緯

審議会については、これまで非公開により運営を行ってきた。一方、近年「開かれた区政運営」の観点から、区の附属機関については傍聴を許可し、会議録を公開する傾向にあり、区民や区議会から審議会についても公開すべきという要望が出されている。

こうしたことから、審議会の運用について検討を行い、審議会の会議については公開とし、区民等に会議の傍聴を認め、会議録を公表することとする。

##### (2) 会議の公開

審議会の会議は、原則公開とする。ただし、審議会が必要と認める際には非公開とする。

#### 2 施行規則の改正

##### (1) 改正理由

審議会の会議を公開にて運用するにあたり、規定を改める必要があるため。

##### (2) 改正内容

審議会の会議を原則公開とする旨を規定するほか、規定の整備を行う。

##### (3) 新旧対照表

別紙のとおり

##### (4) 施行期日

公布の日

中野区文化財保護条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第19条 (略) (会議)</p> <p>第20条 審議会は、<u>会長が招集する。</u> 2～5 (略)</p> <p><u>6 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要があると認めるときは、公開しないことができる。</u> (部会)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 部会は、<u>委員又は臨時委員のうちから会長が指名する部会員をもつて構成する。</u></p> <p>3 <u>部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選により定める。</u></p> <p>4 <u>部会長は、部会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p>5 <u>部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p>6 部会は、条例第18条の規定により審議会が教育委員会の諮問に応じて調査審議する事項又は教育委員会に答申し、若しくは意見を述べる事項に関し、会長の求めに応じ調査研究し、その結果を会長に報告するものとする。</p> <p>7 <u>前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第22条～第25条 (略) 附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別記第1号様式～別記第21号様式 (略)</p> <p>附 則 (<u>施行期日</u>)</p>	<p>第1条～第19条 (略) (会議)</p> <p>第20条 審議会は会長が招集する。 2～5 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 <u>前項に規定する部会は、会長が指定する委員又は臨時委員により構成する。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する部会は、条例第18条の規定により審議会が教育委員会の諮問に応じて調査審議する事項又は教育委員会に答申し、若しくは意見を述べる事項に関し、会長の求めに応じ調査研究し、その結果を会長に報告するものとする。</u></p> <p>第22条～第25条 (略) 附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別記第1号様式～別記第21号様式 (略)</p>

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第20条第6項及び第21条第2項から第7項までの規定は、この規則の施行の日以後に招集された中野区文化財保護条例（昭和56年中野区条例第17号）第17条に規定する中野区文化財保護審議会及び中野区文化財保護条例施行規則第21条第1項に規定する部会の会議について適用し、この規則の施行の日前に招集された当該会議については、なお従前の例による。